

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

6年 6月 14日

山梨県知事

殿

提出者

住 所 山梨県富士吉田市下吉田4丁目12番38号

氏 名 有限会社 舟久保

代表取締役 舟久保賢一

電話番号 0555-24-6506

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 舟久保
事業場の所在地	山梨県富士吉田市下吉田4-12-38
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	解体業
② 事業の規模	前年度受注高 ¥117,659,499-
③ 従業員数	7人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	木くず→ 自社焼却. 中間処理業者. 一部有価物 廃プラスチック類→ 中間処理業者. 一部有価物 コンクリートがら. その他がれき類 →自社破碎リサイクル. 中間処理業者 ガラス陶磁器くず. 石膏ボード. 繊維くず. 焼却廃. 混合. 水銀使用 製品→ 中間処理業者

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長→現場職長→作業員

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】別紙のとおり	
①現状	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場での徹底分別をする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（5）年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	200	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	300	t
(今後実施する予定の取組) 今後も再生利用を増やしながら取り組みを行う			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（5）年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	木くず	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	210	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	t	t
②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	100	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	
	全処理委託量	1285.9 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1285.9 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 再生利用可能な物は再生利用業者へ委託する。			

(第5面)

【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
②計画	<p>(今後実施する予定の取組) 徹底分別をし前年度より削減します。</p>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理委託に関する事項（実績）

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

産業廃棄物の種類	排出量
纖維くず	10,290.0kg
廃プラスチック類	5,110.0kg
その他がれき類	8,790.0kg
石膏ボード	77,800.0kg
石綿含有産業廃棄物	2,350.0kg
水銀使用製品	7.0kg
混合廃棄物	1,820.0kg
木くず	1,285,900kg
廃油	126.0kg
汚泥	6,260.0kg
燃え殻	21,540.0kg
コンクリートくず	416,540.0kg

有限会社 舟久保

山梨県富士吉田市下吉田 4-12-38

産業廃棄物の処理委託に関する事項

令和6年度計画書

産業廃棄物の種類	排出量
纖維くず	6.0t
廃プラスチック類	5.0t
その他がれき類	6.0t
石膏ボード	40.0t
石綿含有産業廃棄物	2.0t
水銀使用製品	50kg
混合廃棄物	1.5t
木くず	1,000.0t
燃え殻	20.0t
コンクリートくず	300.0t
木くず（柱材）	有価物
鉄くず	有価物

有限会社 舟久保

山梨県富士吉田市下吉田 4-12-38